

入 札 約 款

(目 的)

第1条 千葉市の発注に係る工事又は製造の請負、物品の調達、一般サービスの提供及び建設コンサルティングサービス等の契約に係る競争入札を行う場合における入札その他の取り扱いについては地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和38年政令第306号）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）その他の法令に定めるもののほかこの入札約款の定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者又はその代理人は、仕様書、図面、契約条件及び現場等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において仕様書、図面及び契約条件等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は様式第1号を使用し、商号又は名称及び件名を記載した封筒に封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、通知書に示した時刻に入札箱に投入しなければならない。

ただし、書留郵便により郵送する場合は入札日の前日までに契約事務担当職員に必着させることとする。

3 入札書は、件名、履行場所及び金額等を日本語により正確に漏れなく記載し、入札人の商号又は名称、所在地並びに代表者及び入札代理人（代理人が入札する場合）の記名押印をしなければならない。

4 入札金額は日本国の通貨により表示しなければならない。

5 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印するか若しくは入札書中の余白に訂正事項を記載し、押印しなければならない。

ただし、金額の訂正はいかなる場合も認めない。

6 入札参加者が代理人をして入札させるときは、委任状（様式第2号）を提出させなければならない。

7 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

8 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

9 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の書き替え、引き換え、変更又は撤回することはできない。

(入札辞退)

第3条 入札参加資格決定を認められた者又は指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまで、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加資格決定を認められた者又は指名を受けた者が入札を辞退するときは、次に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、入札辞退届（様式第3号）を契約事務担当職員に直接持参し、又は郵送（入札期日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けることはない。

（公正な入札の確保）

第4条 入札参加者又はその代理人は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54条）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者又はその代理人は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者又はその代理人は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第5条 入札参加者が連合し又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、入札の執行を延期又は取りやめることがある。

2 指名競争入札において初回の入札又は再度入札の参加者が1者の場合は、当該入札の執行を取りやめることがある。

（無効となる入札）

第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）

(4) 記名押印を欠く入札

(5) 金額を訂正した入札

(6) 誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(7) 明らかに連合であると認められる入札

(8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2通以上の代理をした者の入札

(9) 入札期日前日までに到着しない郵送による入札

(10) 予定価格が事前公表されている場合においては、その価格を超える入札

(11) 再度入札における入札金額が、前回の入札の最低金額以上の額の入札

(12) 積算内訳書及び誓約書の提出を求めている入札において、その提出がない入札

(13) その他入札に関する条件に違反した入札

（落札者の決定）

第7条 原則として、最低価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、別に落札者決定基準が

定められている場合はそれに従うものとする。

- 2 最低制限価格を設けた入札の場合は、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 3 最低制限価格を設けない入札の場合において、予定価格に比して著しく低い価格での入札があったときは、当該契約内容に適合した履行の確保等を確認のうえ落札者とする。
- 4 前号に規定する予定価格に比して著しく低い価格での入札とは、別に定めがある場合を除き予定価格の3分の2を下回った入札とする。
- 5 入札公告等により、一般競争（指名競争）入札に参加するため申請した者が、開札時に競争入札に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が競争入札参加締切日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- 6 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の全員が出席しないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて、これを行う。
- 7 入札の結果は、入札参加者又はその代理人に口頭でその旨を発表することとし、入札を郵送により行い、入札に立ち会わなかった者へは、電話等により通知する。

（同価格の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定）

第8条 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（再度入札）

第9条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格に達した価格の入札がないときは直ちに再度入札を行う。

- 2 再度入札の回数は、2回を限度とする。
- 3 再度入札には、前回の入札に参加しなかった者、開札に立ち会わなかった者、前回の入札を無効とされた者又は最低制限価格を設けた入札において、前回の入札価格が最低制限価格を下回った者は参加できない。

（契約書の提出）

第10条 契約書を作成する場合においては、落札者は契約事務担当職員から交付された契約書に記名押印し、落札決定後速やかに、これを契約事務担当職員に提出しなければならない。ただし、契約事務担当職員の承諾を得た場合には、この限りではない。

- 2 落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

（契約の保証）

第11条 工事等の請負契約に係る落札者は、当該契約の締結に際し、それぞれの契約約款に関する契約保証金、有価証券、金融機関又は保証事業会社の保証、履行保証保険及び公共工事履行保証

証券のうちから選択し、証券等を提出する。

(異議の申立)

第12条 入札参加者又はその代理人は、入札後この約款、仕様書、図面、契約約款及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第13条 契約事務担当職員は、必要があるときは、入札参加者から入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。

附 則

この約款は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この約款は、平成8年1月1日から施行する。
- 2 この約款中第11条の規定は、平成8年4月1日以降に締結される契約について適用し、同日前に締結される契約については、なお従前の例による。

附 則

この約款は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成12年9月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成15年4月1日から施行する。ただし、この約款による改正後の規定は、平成15年度予算にて執行する契約に適用する。

附 則

この約款は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成31年3月18日から施行する。

なお、従前の様式についても当分の間、使用できるものとする。

附 則

この約款は、令和元年5月13日から施行する。

なお、従前の様式についても当分の間、使用できるものとする。

附 則

この約款は、令和元年10月1日から施行する。

なお、従前の様式についても当分の間、使用できるものとする。

附 則

この約款は、令和6年4月1日から施行する。ただし、この約款による改正後の規定は、この約款の施行の日以降に公告し、又は通知する入札について適用し、同日前に公告し、又は通知する入札については、なお従前の例による。

入 札 書

工 事 名 _____

工 事 場 所 _____

金 額	十億		百万			千			円

契約締結に関する法令、千葉市契約規則および千葉市工事執行規則の定めるところに従い上記の金額に当該金額の10パーセントを加算した金額で請負いたく、設計図書および現場等熟覧の上、入札いたします。

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

所在地又は住所 _____

入 札 人 商号又は名称 _____

代表者 (受任者) 職氏名 _____ ㊞

入 札 代 理 人 _____ ㊞

(注意事項) 金額は一わくずつ算用数字で記入し、金額の前のわくに¥をつけること。

入 札 書

委 託 名 _____

委 託 場 所 _____

金 額	十億			百万			千			円

契約締結に関する法令および千葉市契約規則の定めるところに従い上記の金額に当該金額の10パーセントを加算した金額で請負いたく、設計図書および現場等熟覧の上、入札いたします。

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

所在地又は住所 _____

入 札 人 商号又は名称 _____

代表者 (受任者) 職氏名 _____ ㊟

入 札 代 理 人 _____ ㊟

(注意事項) 金額は一わくずつ算用数字で記入し、金額の前のわくに¥をつけること。

入 札 書

物 品 名 _____

請 求 課 _____

納 入 場 所 _____

金 額	十億			百万			千			円

契約締結に関する法令および千葉市契約規則の定めるところに従い上記の金額に当該金額の10パーセントを加算した金額で指定の物品を納入（請負）したいので、仕様、数量、および納入期日その他説明事項等、全て承諾の上入札いたします。

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

所在地又は住所 _____

入 札 人 商号又は名称 _____

代表者（受任者）職氏名 _____ ㊞

入 札 代 理 人 _____ ㊞

(注意事項) 金額は一わくずつ算用数字で記入し、金額の前のわくに¥をつけること。

入 札 書

物 品 名 _____

請 求 課 _____

納 入 場 所 _____

希 望 数 量 _____

金 額

十億

百万

千

円

契約締結に関する法令および千葉市契約規則の定めるところに従い上記の金額に当該金額の10パーセントを加算した金額で指定の物品を納入（請負）したいので、仕様、数量、および納入期日その他説明事項等、全て承諾の上入札いたします。

年 月 日

（あて先）千葉市長

所在地又は住所 _____

入 札 人 商号又は名称 _____

代表者（受任者）職氏名 _____ ㊞

入 札 代 理 人 _____ ㊞

（注意事項） 金額は一わくずつ算用数字で記入し、金額の前のわくに¥をつけること。

入 札 書

委 託 名 _____

委 託 場 所 _____

希 望 数 量 _____

金 額	十億			百万			千			円

契約締結に関する法令および千葉市契約規則の定めるところに従い上記の金額に当該金額の10パーセントを加算した金額で請負いたく、設計図書および現場等熟覧の上、入札いたします。

年 月 日

（あて先）千 葉 市 長

所在地又は住所 _____

入 札 人 商号又は名称 _____

代表者（受任者）職氏名 _____ ㊞

入 札 代 理 人 _____ ㊞

（注意事項） 金額は一わくずつ算用数字で記入し、金額の前のわくに¥をつけること。

委 任 状

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

委 任 者

所 在 地 又 は 住 所

商 号 又 は 名 称

代表者（受任者）職氏名

印

私儀 下記の者を代理人と定め次の権限を委任します。

受 任 者

住所

氏名

印

委 任 事 項

- 1 貴市において執行される下記の入札（見積）に関する一切の件。

工 事 名 _____

工 事 場 所 _____

以 上

委 任 状

年 月 日

(あて先) 千葉市長

委 任 者

所在地又は住所

商号又は名称

代表者（受任者）職氏名

印

私儀 下記の者を代理人と定め次の権限を委任します。

受 任 者

住所

氏名

印

委 任 事 項

- 1 貴市において執行される下記の入札（見積）に関する一切の件。

委 託 名 _____

委 託 場 所 _____

以 上

委 任 状

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

委 任 者

所在地又は住所

商号又は名称

代表者(受任者)職氏名



私儀 下記の者を代理人と定め次の権限を委任します。

受 任 者

住 所

氏 名



委 任 事 項

1 貴市において執行される下記の入札(見積)に関する一切の件。

物 品 名 _____

請 求 課 _____

納 入 場 所 _____

以 上

工事場所

印

- 1 この届は、入札執行前には契約事務担当職員に直接持参するか又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）してください。
- 2 入札執行中には、この届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出してください。
- 3 電車の遅れ等やむを得ず入札に参加できなかったときにも、入札終了後に必ず、契約事務担当職員に提出してください。
- 4 入札を無断で辞退することがないように十分御留意ください。
- 5 **該当する辞退理由の番号を○で囲んでください。**
- 6 辞退理由により、今後、不利益な取扱いを受けることはありません。
- 7 辞退理由 1 の場合には、受注困難である月数を記入してください。
- 8 辞退理由 5 の場合には、（ ）内に理由を簡潔に記入してください。

入 札 辞 退 届

委 託 名 _____

委託場所 _____

上記案件について、下記理由により入札参加を辞退します。

年 月 日

所在地又は住所
商号又は名称
代表者（受任者）職氏名

印

（あて先） 千 葉 市 長

記

辞 退 理 由

- 1 手持ちの業務等が多く、さらに業務等を受注することが困難である。（向こう ヶ月程度）
- 2 この業務等を受注した場合、技術者の確保が困難である。
- 3 作業員の確保が困難である。
- 4 会社（個人事業者の場合には個人）の都合による。
- 5 その他（ ）

【注意事項】

- 1 この届は、入札執行前には契約事務担当職員に直接持参するか又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）してください。
- 2 入札執行中には、この届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出してください。
- 3 電車の遅れ等やむを得ず入札に参加できなかったときにも、入札終了後に必ず、契約事務担当職員に提出してください。
- 4 入札を無断で辞退することがないように十分御留意ください。
- 5 **該当する辞退理由の番号を○で囲んでください。**
- 6 辞退理由により、今後、不利益な取扱いを受けることはありません。
- 7 辞退理由1の場合には、受注困難である月数を記入してください。
- 8 辞退理由5の場合には、（ ）内に理由を簡潔に記入してください。

請 求 課

納入場所

年 月 日

印

(あて先) 千 葉 市 長

記

辭退理由

- 1 諸般の事情により、指定された納入期限に間に合わないため。
- 2 手持ちの業務・受注案件等が多く、さらに業務・案件等を受注することが困難である。
(向こう 〇ヶ月程度)
- 3 この業務・案件等を受注した場合、人員の確保が困難である。
- 4 会社（個人事業者の場合には個人）の都合による。
- 5 その他（ ）

【注意事項】

- 1 この届は、入札執行前には契約事務担当職員に直接持参するか又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）してください。
- 2 入札執行中には、この届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出してください。
- 3 電車の遅れ等やむを得ず入札に参加できなかったときにも、入札終了後に必ず、契約事務担当職員に提出してください。
- 4 入札を無断で辞退することがないように十分御留意ください。
- 5 **該当する辞退理由の番号を○で囲んでください。**
- 6 辞退理由により、今後、不利益な取扱いを受けることはありません。
- 7 辞退理由1の場合には、受注困難である月数を記入してください。
- 8 辞退理由5の場合には、（ ）内に理由を簡潔に記入してください。

誓 約 書

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

所在地又は住所

商号又は名称

代表者(受任者) 職氏名

印

担 当 者 名

印

今般の の競争入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約し、この誓約書の写しが、公正取引委員会及び千葉県警察に送付されても異議ありません。また、千葉市暴力団排除条例第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当しないことを誓約し、当該事実を確認するため、千葉県警察に照会されても異議ありません。

なお、千葉市内において、都市計画法に違反していないことも併せて誓約します。